

公開会社法（仮称）制定に向けて

民主党公開会社法プロジェクトチーム

顧問 峰崎 直樹

平岡 秀夫

座長 鈴木 克昌

事務局長 大久保 勉

1. ポイント

1. 情報開示の徹底、2. 内部統制の強化、3. 企業集団の明確化、を主な要素とする「公開会社法」（仮称）を制定し、よりいっそう透明で責任のある経済社会を構築する。

2. 現状の基本認識

民主党は、企業の活動については自己責任と自由意志を基本としつつ、透明で公正なルールの下で正しい競争が行われるべきとの原則を採っている。また、企業にも一定の社会的責任は当然ながら存在しており、野放図な行動は許されていないと考えている。

しかし、現在の日本における企業の行動が、適切なルールの下で行われているとは言い難い。続発する企業の不祥事を検討すると、個別企業の事情を超えて、適切な情報開示や企業統治を担保する仕組みが、法的に不十分なことに行き着く。これには、改正会社法下の政府の政策が、企業経営者の自由化のみを一方向的に推し進め、それに伴うべき責任と規制のあり方が不十分なところに根本的な原因がある。純粋持株会社の解禁のように事前規制ルールが変更になったものの、企業集団の取扱いが不明確なままであることが、その一例である。また、「会社は株主のもの」として、短期の配当性向を過度に高めることを強要する動きが、企業の健全な発展や社会の安定の妨げになっている例も指摘したい。

そこで民主党は、企業の活動に関して、現状に見合った適切なルールの制定と執行を早急に行うべきとの結論にいたった。なお、これに対して、「経済活動への規制の強化であり、時代に逆行している」との批判が一部に存在するが、「事前規制から事後監視へ」との流れに沿ったルールづくりであることを申し添えておく。

3. 公開会社法PTの経緯と展望

ルールの不備の問題は、株式を公開している会社にはとくに重要となる。会社にとって株式を公開することは、自己の行動原理を広く社会から募ることでもある。また、株式を公開している会社はそれだけ利害関係人も多く、社会に与える影響も大きい。株式を公開することを英語で“Go Public”ということからも、単に株主に対してのみならず、取引先

や従業員、地域などを含めた様々な利害関係者を考えた行動が期待されるのである。

こうした状況を踏まえ、民主党は、株式を公開している会社のルールを整理した、「公開会社法」（仮称）の制定を目指し、財務金融部門と経済産業部門を主要メンバーとするプロジェクトチームを立ち上げた。この問題の第一人者である上村達男早大教授から適宜指導を受けつつ、東証、日本経団連、連合、社外取締役、外国投資会社等から、2年以上にわたって計17回のヒアリングを行った（別紙1参照）。

この間、いわゆる「サブプライムローン問題」が発生し、米国で大手の証券会社や自動車会社が破たんするなど、世界経済は大混乱に陥る。この過程で、公開会社における情報開示のあり方や企業統治システム、企業集団のとらえ方など、本P Tで検討していた課題が、日本のみならず、当時先進的とみられていた米国や英国においても未成熟だったことが、図らずも明らかになった。

このことは、これまで世界を支配していたアングロサクソン型の市場主義のルールが揺らいでいるともいえる。ここで日本が「公開会社法」（仮称）を制定することは、わが国が日本型資本主義を新しい世界標準のひとつとして押し上げる可能性を秘めている。

なお、公開会社の行動については、この「公開会社法」（仮称）で規定するが、透明で公正なルールに基づいた、マネーゲームではない健全な市場構築のためには、市場参加者に対する規制や会計制度など関連分野においても適切な規制が必要であると考えており、これらについては別途検討を行う。

4. 公開会社をめぐる現行法制の主な問題点

会社法（裁判規範）と金融商品取引法（行政規範）が並立しており、混乱を招いている

- (1) 会社法と金融商品取引法との間で、情報開示や会計のあり方が不明確となっている
 - 決算公告、財務諸表、会計監査、新株発行手続、公開買付など、会社法と金融商品取引法との間で異なる手続が存在する
- (2) 適正な企業統治を実現するシステムが担保されていない
 - 資本市場から見て、企業統治のあり方が水準に達していない
 - ・社外取締役制度の狙いが達成されていない
 - 「会社のあり方」に対して、従業員の意見を反映する仕組みがない
 - ・会社法では、清算時以外は従業員の意見を聴かなくてよい
 - M&A 法制が整備されていない
 - ・企業買収者に対する「全部買付義務」や「企業経営方針の明示義務」がない
 - 監査役が有効に機能していない
 - ・経営陣になれなかった人が監査役になるようでは、牽制にならない
 - 会計監査への経営陣の影響が強い

- ・経営陣が会計監査人を選んで報酬を決めるようでは、適正な監査に疑いが残る

(3) 企業集団の取扱いが明確ではない

- 金融商品取引法と会社法で、企業集団の取扱いに違いがある
- 親会社の子会社に対する責任が明確ではない
 - ・親会社の株主や取締役が持つ、子会社の意思決定、業務執行の権限が明らかでない
 - ・企業集団として事実上一体なのに、損害賠償や株主代表訴訟が分断されている

5. 民主党の「公開会社法」(仮称) 制定でどのように変わるか

公開会社に適用される手続を法令で明確に定めることで、実務に役立てる

(1) 公開会社にふさわしい情報開示のあり方が明確になる

- 情報開示について、一般の会社よりも強化する
 - ・金融商品取引法の情報開示制度、財務諸表制度、会計監査制度を準用する
 - ・株主の随時質問権と会社の回答義務を設ける(制限あり)

(2) 内部統制を強めることで、企業統治が向上する

- 資本市場が要求する企業統治を実現する
 - ・社外取締役の条件を強める
 - ※委員会設置会社と取締役会・監査役併設会社の選択性は維持する
- 監査役の一部を従業員代表から選任する
- 監査役の独立性、機能性を強化する
 - ・公認会計士、監査法人の監査役会等に対する報告義務を設ける
- 公認会計士の「インセンティブのねじれ」を解消する
 - ・会計監査人の選任、報酬決定の権限を監査役会等に移行する

3) 企業集団を基本単位とすることで、分かりやすくなる

- 企業集団については、金融商品取引法上の概念を前提とする
- 親会社は、子会社の会計制度、内部統制制度の構築と運営に責任を負う
 - ・子会社の重要な意思決定は、親会社の株主総会で承認を要する
 - ・親会社は、子会社の取締役による業務執行を指揮できる
 - ・子会社債権者に、親会社および親会社取締役に対する損害賠償の請求を認める
 - ・親会社株主に、子会社への代表訴訟提起権を付与する

※参考資料として、最近の証券市場を巡る問題と公開会社法(仮称)との関係を、別紙2として添付する。

「公開会社法 PT」の役員構成と勉強会の経緯

公開会社法 PT 役員構成

顧問：峰崎直樹参議院議員、平岡秀夫衆議院議員
座長：鈴木克昌衆議院議員
座長代理：近藤洋介衆議院議員、古本伸一郎衆議院議員
事務局長：大久保勉参議院議員

これまでの公開会社法 PT 勉強会

- 第1回 2007年3月2日（金）
「日本企業の長期的発展を確保するための法制、諸規制のあるべき姿」
全国社外取締役ネットワーク代表理事 田村達也 氏
- 第2回 2007年3月8日（木）
「会社は誰のためのものか」
ロンドン大学 LE フェロー ロナルド・ドーア 氏
- 第3回 2007年3月16日（金）
「公開会社法要綱案＜第10案＞とは何か」
早稲田大学法学部長 上村達男 氏
- 第4回 2007年5月18日（金）
「基本から考える会社法の課題」
早稲田大学法科大学院客員教授 稲葉威雄 氏
- 第5回 2007年5月25日（金）
「証券取引所から見る公開会社と市場」
東京証券取引所常務 長友英資 氏
- 第6回 2007年6月1日（金）
「モノを聞く株主」
いちごアセットマネジメント社長 スコット・キャロン 氏
- 第7回 2007年12月11日（火）
「公開会社法要綱案＜第11案＞とは何か」
早稲田大学法学部長 上村達男 氏
- 第8回 2008年1月15日（火）
「証券取引所から見た公開会社法」
東京証券取引所社長 斉藤惇 氏
- 第9回 2008年2月5日（火）
「公開会社に関する法及び諸制度の整備について」

- 全国社外取締役ネットワーク代表理事 田村達也 氏
 ジョーンズ・デイ法律事務所パートナー弁護士 清原健 氏
- 第10回 2008年2月13日(水)
 「企業法制とファンド法制—連合の取り組み」
 日本労働組合総連合会経済政策局長 熊谷謙一 氏
 同 部長 青木 健 氏
- 第11回 2008年3月11日(火)
 「投資家から見た日本市場」
 ハーミーズシニアアドバイザー マイケル・コナーズ 氏
- 第12回 2008年3月25日(火)
 「企業集団を巡る課題」
 早稲田大学大学院法務研究科 教授・弁護士 稲葉威雄 氏
 ペリー・キャピタル マネージングパートナー アルプ・アーシル 氏
- 第13回 2008年5月23日(金)
 「公開会社法の問題点」
 日本経済団体連合会経済第二本部長 阿部泰久 氏
- 第14回 2008年6月2日(火)
 「公開会社のディスクロージャー制度とコーポレートガバナンスの課題」
 日本公認会計士協会会長 増田宏一 氏
- 第15回 2008年6月6日(金)
 「公開会社法構想についてのコメント」
 中央大学法科大学院教授 大杉謙一 氏
- 第16回 2008年11月26日(水)
 「金融危機と市場法制」
 早稲田大学法科大学院教授 上村達男 氏
- 第17回 2009年6月24日(水)
 「連合の考える公開会社法」
 日本労働組合総連合会副事務局長 逢見直人 氏
 総合政策局長 小島 茂 氏
 経済政策局次長 川島千裕 氏
 同 部長 青木 健 氏

※ 上記は打合会合、役員会等を除く